

## 2. 上場廃止の原因となる事実

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、「上場廃止の原因となる事実（上場規程第1218条第1項第1号bに掲げる事由に係るものに限る。）」が発生した場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d（b）】

※ 上場廃止の原因となる事実には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

### 【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 東証以外の金融商品取引所において上場廃止の原因となる事実が生じた場合にも開示してください。
- ③ 投資法人の資産運用に係る業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が上場契約書等を提出するほか、当該上場REITが上場規程第1206条第1項に適合する場合は、上場廃止基準には該当しません（他の上場投資法人の資産の運用にかかる業務の委託を現に受けている他の資産運用会社に引継ぐ場合には、上場規程第1206条第1項審査を要しません。）。ただし、他の資産運用会社に引継ぐ場合であっても、上場廃止の原因となる事実が発生した段階での開示は必要となります。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 上場廃止の原因となる事実の概要及びその経緯

- ・ 金融商品取引業の登録の失効や取消し、投資信託協会の会員でなくなった経緯・理由等を記載する。

#### b. 今後の見通し

- ・ 投資法人に与える影響を記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- ・ 特に、他の資産運用会社への業務引継ぎの見込みの有無を記載する。

※ 他の資産運用会社への業務引継ぎの見込みがある場合には、以下の事項を記載する。

- ・ 投資法人の資産運用委託契約の引継ぎ方法
  - ・ 投資法人の資産運用委託契約の引継ぎ方法を具体的に記載する。
- ・ 投資法人の資産運用委託契約を引継ぐ資産運用会社の概要
  - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び特株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との関係（\*）、投資信託協会への加入状況、投信法第199条認可の状況、委託業務の概要を記載する。

（\*）投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
  - ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
  - ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・資産運用会社と新たに投資法人の資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
  - ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・資産運用会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。
- （※1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。
- （※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

- ・ 上場規程第1206条第1項審査の意向
- ・ 上場契約書等の提出の予定

**c. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇  
(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇  
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇  
(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

### 資産運用会社における上場廃止の原因となる事実の発生及び資産運用委託契約の引継ぎに関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である〇〇〇〇株式会社に、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、以下のとおり、上場廃止の原因となる〇〇〇〇が発生しましたが、□□□□株式会社に対して資産運用委託契約を引き継ぎすることといたしました。これにより、本投資法人の上場は継続される見込みですので、お知らせいたします。

#### 1. 上場廃止の原因となる事実の概要及びその経緯

#### 2. 今後の見通し

(1) 今後の方針等

(2) 他の資産運用会社への業務引継ぎの見込み

本投資法人の資産の運用に係る業務は、□□□□株式会社に委託することを予定しています。

(3) 投資法人の資産運用委託契約の引継ぎ方法

(4) 投資法人の資産運用委託契約を引継ぐ資産運用会社の概要

① 名 称	□□□□株式会社
② 所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇△-△-△
③ 代表者の役職・氏名	
④ 事 業 内 容	
⑤ 資 本 金	

⑥	設 立 年 月 日	
⑦	純 資 産	
⑧	総 資 産	
⑨	大株主及び持株比率	
⑩	投資法人・資産運用会社と新たに資産運用委託契約を引き継ぐ資産運用会社の関係	資 本 関 係
		人 的 関 係
		取 引 関 係
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況
⑪	投資信託協会への加入状況	
⑫	投資信託及び投資法人に関する法律第199条に基づく認可の状況	
⑬	新たな資産運用委託契約における委託業務の概要	

(5) 有価証券上場規程第1206条第1項に基づく審査に関する事項

(6) 上場契約書等の提出に関する事項

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上